

吹田市子供政策推進委員会設置要領

(設置)

第1条 子供政策に関し、庁内における連絡調整を図り、子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等にかかる取組を総合的かつ効果的に実施するため、吹田市子供政策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子供・子育て支援施策及び子供の貧困対策等に関する諸施策の総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は事務局を所管する副市長を、副委員長はその他の副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長又は副委員長の命を受け、委員会の事務に従事する。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(こども計画推進幹事会)

第6条 第2条に規定する所掌事務の効果的及び効率的な実施に向けて、子供・子育て支援に関する計画を策定し、推進及び評価をするため、委員会にこども計画推進幹事会を置く。

- 2 こども計画推進幹事会は、別表2に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。
- 3 こども計画推進幹事会は、委員会の所掌事務について委員会を補佐する。
- 4 こども計画推進幹事会に座長を置き、子育て政策室長をもって充てる。
- 5 こども計画推進幹事会に副座長を置き、副座長は座長が指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職を代理する。
- 7 こども計画推進幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 8 座長は、必要があると認めるときは、こども計画推進幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(子供の貧困対策に関する幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務の効果的及び効率的な実施に向けて、「子供の夢・未来応援施策基本方針」に基づき、次世代を担う子供・若者の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の解消及び貧困の連鎖を断ち切るための対策を検討するため、委員会に子供の貧困対策に関する幹事会を置く。

- 2 子供の貧困対策に関する幹事会は、別表3に掲げる関連部局から推薦された、原則、課長級以上の

職にある者をもって構成する。

- 3 子供の貧困対策に関する幹事会は、委員会の所掌事務について委員会を補佐する。
- 4 子供の貧困対策に関する幹事会に座長を置き、子育て政策室長をもって充てる。
- 5 子供の貧困対策に関する幹事会に副座長を置き、副座長は座長が指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職を代理する。
- 7 子供の貧困対策に関する幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職を代理する。

(作業部会)

第8条 委員会の所掌事務の調査研究等をするため、必要があるときは作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属する委員は、委員会の委員長が指名する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ委員会の委員長が指名する。
- 4 部会長は、作業部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第9条 委員会に議題提案等を行う事務局を置き、児童部子育て政策室、児童部すこやか親子室、学校教育部学校教育室及び地域教育部青少年室が相互に協力して事務を分掌する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、児童部子育て政策室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年6月24日から施行する。

別表 1（第 3 条第 3 項関係）

危機管理監
総務部長
行政経営部長
税務部長
市民部長
都市魅力部長
児童部長
理事(子育て支援センター担当)
福祉部長
健康医療部長
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事（公共施設整備担当）
土木部長
理事（地域整備担当）
下水道部長
消防長
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長

別表 2（第 6 条第 2 項関係）

危機管理室
市民総務室
人権政策室
男女共同参画センター
市民自治推進室
地域経済振興室
文化スポーツ推進室
子育て政策室
子育て給付課
のびのび子育てプラザ
保育幼稚園室
すこやか親子室
家庭児童相談室
こども発達支援センター
福祉総務室
生活福祉室
福祉指導監査室
障がい福祉室
健康まちづくり室
成人保健課
国民健康保険課
保健医療総務室
地域保健課
住宅政策室
総務交通室
道路室
公園みどり室
学務課
教育未来創生室
保健給食室
学校教育室
教育センター
まなびの支援課
中央図書館
青少年室
青少年クリエイティブセンター
放課後子ども育成室

別表 3（第 7 条第 2 項関係）

人権政策室
市民自治推進室
地域経済振興室
子育て政策室
子育て給付課
のびのび子育てプラザ
保育幼稚園室
すこやか親子室
家庭児童相談室
福祉総務室
生活福祉室
地域保健課
住宅政策室
学務課
保健給食室
学校教育室
教育センター
まなびの支援課
青少年室
青少年室青少年クリエイティブセンター
放課後子ども育成室